## 「笠間市営住宅管理条例」の改正に伴う基準(案)

参酌、従うべき、標準、その他の基準	笠間市の対応	改正案 の条文
公営住宅法	笠間市営住宅管理条例	
(入居者資格)	(入居者資格)	第5条
公営住宅法		
第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも		
次に掲げる条件を具備する者でなければなら		
ない。		
一 その者の収入がイ又は口に掲げる場合に応		
じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えない		
こと。		
イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域	新たな国の基準を採用すると低所得者の入居が	
内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居	困難になるため、現在の笠間市の入居基準を採	
住の安定を図る必要がある場合として条例で	用することとした。	
定める場合 入居の際の収入の上限として政		
令で定める金額以下で事業主体が条例で定め		
る金額		
ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者	国の基準のとおりとする。	
の居住の安定を図るため必要なものとして政		
令で定める金額を参酌して、イの政令で定め		
る金額以下で事業主体が条例で定める金額		
公営住宅法施行令		
第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令		
で定める金額は、二十五万九千円とする。		
二 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定		
める金額は、十五万八千円とする。		
(入居者資格の特例)	(入居者資格の特例)	第6条
第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終	国の基準のとおりとする。	
了又は四十四条第三項の規定による公営住宅		
の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しを		
しようとする入居者が、当該明渡しに伴い他		
の公営住宅に入居の申込みをした場合におい		
ては、その者は、前条各号に掲げる条件を具		
備する者とみなす。		

2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚 災害に対処するための特別の財政援助等に関 する法律第二十二条第一項の規定による国の 補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号の いずれかに該当する場合において事業主体が 災害により滅失した住宅に居住していた低額 所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の 入居者は、前条各号に掲げる条件を具備する ほか、当該災害発生の日から三年間は、当該 災害により住宅を失った者でなければならな い。